

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：京葉ガスエナジーソリューション(株)
住所：千葉県市川市鬼高四丁目 3 番 5 号

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 12 月 19 日 2 ヶ月
至 令和 8 年 2 月 18 日

3. 事実概要

京葉ガスエナジーソリューション(株)の元従業員は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和 7 年 7 月 3 日、千葉地検に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 2 第 8 号イに該当する。

〈指名停止措置要領別表第 2 第 8 号イ〉

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	2 カ月以上 12 カ月以内
	1 カ月以上 12 カ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564